

総発第219号
令和6年9月12日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和6年7月29日付け監発第43号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 悠々の杜温泉施設（地域創生部交流観光課）
上記施設の指定管理者 ひらた悠々の杜株式会社

【指摘事項】

備品の管理状況について

（ひらた悠々の杜株式会社、地域創生部交流観光課）

酒田市悠々の杜温泉施設及び直売・食材供給施設、活性化施設の指定管理者の管理運営に関する仕様書第4・2(7)では、備品台帳の取扱いについて、市所有の備品と指定管理者所有の備品等は区分して管理することと規定されているが、市所有の備品の多くに備品シールが貼られておらず、所有者の判別ができない状態である。市は、すでに故障し別の備品が設置されているにも関わらず、包括協定に記載されている備品一覧表を更新していないなど、適切に引継ぎをしていない。

また、指定管理者は、指定管理者所有の備品について備品台帳を作成していなかった。

包括協定にのっとり適正に備品管理すること。

■措置内容

現況の備品と台帳との点検を実施し、備品台帳の更新を行うとともに所有物品の判別がつくように整理していく。

整理するだけでなく、備品管理の手順として市所有備品を廃棄する際の手順などを明確にしていき、備品台帳の管理が漏れないように指定管理者と確認していく。

(ひらた悠々の杜株式会社、地域創生部交流観光課)